



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 5 月 15 日（木曜日） 第 611 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料（送 料 共） 1 年 64,800 円

目 次

告 示

- 指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）の所在地の変更……………（障がい福祉課） 1
- 指定自立支援医療機関（精神通院医療）の所在地の変更……………（ “ ） 1
- 保安林の指定予定（6 件）……………（自然環境課） 1

頁

- 保安林の指定施業要件の変更通知の宛先人不明について……………（自然環境課） 2

公 告

- 土地改良区の役員の就任の届出（3 件）……………（団体指導検査課） 3
- 土地改良区の役員の就退任の届出（21 件）……………（ “ ） 3
- 土地改良区の役員の退任の届出（4 件）……………（ “ ） 14
- 土地改良区連合の役員の就退任の届出……………（ “ ） 15
- 入札公告（2 件）……………15

告 示

宮崎県告示第 286 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和 7 年 5 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	所在地		変 更 年月日
		変更前	変更後	
訪問看護ステーションハート	都城市	都城市天神町16街区19号天神ハイッ 101	都城市上東町1-12-2	令和 7 年 4 月 9 日

宮崎県告示第 287 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和 7 年 5 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	所在地		変 更 年月日
		変更前	変更後	
訪問看護ステーションハート	都城市	都城市天神町16街区19号天神ハイッ 101	都城市上東町1-12-2	令和 7 年 4 月 9 日
訪問看護ステーションさくら	都城市	都城市高城町桜木1328-1	都城市高城町穂満坊1448-5三原貸家1号室	令和 7 年 4 月 1 日

宮崎県告示第 288 号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和 7 年 5 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町郷之原字梅壇上甲1282
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 289 号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和 7 年 5 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町大藤字引猿日平甲3544-8、甲3544-9
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 290号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和7年5月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町郷之原字霧島甲2292－9
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 291号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和7年5月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町大藤字穴ヶ迫乙1637、乙1688、乙1690－19、乙1690－20
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 292号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和7年5月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 延岡市安井町1271－16、1271－1

10、1382－23

- 指定の目的 魚つき

- 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 293号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和7年5月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 延岡市北浦町古江字ハイ2947－2
- 指定の目的 魚つき
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 294号

保安林の指定施業要件を変更する件（令和7年農林水産省告示第348号）に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する五ヶ瀬町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年5月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
五ヶ瀬町役場
牧嘉六
- 通知の要旨
 - 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
 - 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和7年農林水産省告示第 348号によること。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、長田土地改良区（三股町）の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和 7 年 5 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	濱 口 陽 行	北諸県郡三股町大字長田4760番地

（任期：令和 8 年 3 月 31 日まで）

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、三納川筋土地改良区（西都市）の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和 7 年 5 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	齊 藤 美保子	西都市大字三宅2484番地19

（任期：令和 8 年 6 月 29 日まで）

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、都城盆地土地改良区（都城市）の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和 7 年 5 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	山 内 久 義	都城市山田町山田2303番地

（任期：令和10年 3 月 29 日まで）

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、高岡町土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 7 年 5 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	長 友 明 利	宮崎市高岡町花見3220番地

（任期：令和 8 年 3 月 31 日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	増 田 均	宮崎市高岡町花見4580番地 6

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、高木古田土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 7 年 5 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	前 田 涼	都城市高木町4572番地11

（任期：令和 8 年 3 月 31 日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	今 村 八 郎	都城市高木町5039番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、高崎町土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 7 年 5 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	外 勢 貞 嗣	都城市高崎町大牟田3798番地

（任期：令和 8 年 3 月 31 日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	新 原 和 成	都城市高崎町大牟田3704番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、花ヶ島土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 7 年 5 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	田 中 幸 男	宮崎市花ヶ島町南赤江町2119番地 1
理 事	小田原 俊 浩	宮崎市花ヶ島町赤江町1326番地
理 事	杉 山 博	宮崎市花ヶ島町南赤江町2088番地 1
理 事	清 山 幸 男	宮崎市花ヶ島町立野1989番地
理 事	長 嶺 一 司	宮崎市花ヶ島町赤江町1340番地
理 事	布 施 利 男	宮崎市花ヶ島町赤江町1371番地
理 事	西 森 大 介	宮崎市花ヶ島町赤江町1362番地 5
理 事	椎 恒 徳	宮崎市下北方町源野5626番地 1
理 事	秦 安 廣	宮崎市大島町山田ヶ窪1931番地 2
理 事	弘 松 義 幸	宮崎市神宮東 3 丁目 8 番15号
理 事	日 高 順 一	宮崎市池内町大瀬戸4208番地
理 事	江 藤 正 晃	宮崎市瀬頭 2 丁目 8 番11号シュトラッセⅡ 505号
理 事	岩 下 幸 樹	宮崎市大字芳士1062番地 3
監 事	加 賀 正 浩	宮崎市下北方町戸林5289番地 1
監 事	中 原 孝 二	宮崎市花ヶ島町赤江町1309番地
監 事	和 田 安 生	宮崎市花ヶ島町赤江町1335番地 1

（任期：令和9年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	田 中 幸 男	宮崎市花ヶ島町南赤江町2119番地 1
理 事	小田原 俊 浩	宮崎市花ヶ島町赤江町1326番地
理 事	杉 山 博	宮崎市花ヶ島町南赤江町2088番地 1
理 事	山 内 一 豊	宮崎市南花ヶ島町 200番地 1
理 事	中 原 孝 二	宮崎市花ヶ島町赤江町1309番地

理 事	長 嶺 一 司	宮崎市花ヶ島町赤江町1340番地
理 事	清 山 幸 男	宮崎市花ヶ島町立野1989番地
理 事	布 施 利 男	宮崎市花ヶ島町赤江町1371番地
理 事	椎 恒 徳	宮崎市下北方町源野5626番地 1
理 事	弘 松 義 幸	宮崎市神宮東 3 丁目 8 番15号
理 事	押 川 巧	宮崎市大橋 3 丁目 220番地
理 事	日 高 順 一	宮崎市池内町大瀬戸4208番地
理 事	児 玉 静 雄	宮崎市吉村町浮之城甲92番地
監 事	明 坂 隆 生	宮崎市神宮西 1 丁目71番地 1
監 事	加 賀 正 浩	宮崎市下北方町戸林5289番地 1
監 事	和 田 安 生	宮崎市花ヶ島町赤江町1335番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、新木土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和7年5月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	斉 藤 和 則	宮崎市佐土原町東上那珂 10255番地
理 事	根 井 勝 秀	宮崎市佐土原町東上那珂8945番地
理 事	岩 切 俊 弘	宮崎市佐土原町東上那珂9496番地
理 事	橋 口 義 浩	宮崎市佐土原町東上那珂9563番地
理 事	齊 藤 豊 実	宮崎市佐土原町東上那珂 10085番地
監 事	橋 口 義 樹	宮崎市佐土原町東上那珂9627番地
監 事	郡 司 孝 幸	宮崎市佐土原町下那珂 11697番地

（任期：令和9年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	赤 池 克 幸	宮崎市佐土原町東上那珂9597番地
理 事	斉 藤 和 則	宮崎市佐土原町東上那珂 10255番地
理 事	岩 切 俊 弘	宮崎市佐土原町東上那珂9496番地
理 事	橋 口 義 浩	宮崎市佐土原町東上那珂9563番地
理 事	根 井 勝 秀	宮崎市佐土原町東上那珂8945番地
監 事	根 井 信 幸	宮崎市佐土原町東上那珂9571番地
監 事	松 浦 和 芳	宮崎市佐土原町東上那珂9578番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、大淀川右岸土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和7年5月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	松 田 智 之	宮崎市大工2丁目47番地1

（任期：令和9年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	駒 山 学	宮崎市恒久南1丁目1番8

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、船引土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和7年5月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	長 友 悠 祐	宮崎市清武町船引5710番地2
理 事	成 合 幸 郎	宮崎市清武町加納甲3075番地
理 事	渡 邊 裕 司	宮崎市清武町船引6673番地
理 事	田 代 敏 徳	宮崎市清武町船引7074番地3

理 事	串 間 さえ子	宮崎市清武町船引7096番地4
理 事	大 原 宏 志	宮崎市清武町船引7142番地
理 事	長 友 宏 生	宮崎市清武町船引7041番地
理 事	児 玉 昌 也	宮崎市清武町船引6873番地
理 事	日 高 兼一郎	宮崎市清武町加納乙 547番地5
監 事	鬼 束 健 二	宮崎市清武町船引7348番地3
監 事	野 崎 和 文	宮崎市清武町船引1413番地

（任期：令和9年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	長 友 亨 治	宮崎市末広2丁目2番地30 アルファスマート高松通り 407
理 事	成 合 幸 郎	宮崎市清武町加納甲3075番地
理 事	渡 邊 裕 司	宮崎市清武町船引6673番地
理 事	田 代 敏 徳	宮崎市清武町船引7074番地3
理 事	長 友 悠 祐	宮崎市清武町船引5710番地2
理 事	串 間 功 昌	宮崎市清武町船引7205番地
理 事	原 俊 男	宮崎市清武町船引7204番地
理 事	貴 島 俊 一	宮崎市清武町船引6810番地
理 事	日 高 兼一郎	宮崎市清武町加納乙 547番地5
監 事	鬼 束 健 二	宮崎市清武町船引7348番地3
監 事	野 崎 和 文	宮崎市清武町船引1413番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、宮崎市南部土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和7年5月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	谷 口 忠 彦	宮崎市大字加江田3365番地2

理 事	長 友 克 則	宮崎市大字郡司分乙1220番地ロ号
理 事	後 藤 和 久	宮崎市大字本郷南方3012番地 4
理 事	日 高 辰 男	宮崎市恒久 5 丁目10番地17
理 事	楠 原 廣 人	宮崎市大字郡司分丙9567番地 1
理 事	長 友 義 和	宮崎市大字田吉 201番地 6
理 事	長 友 敏 郎	宮崎市大字加江田4508番地
理 事	日 高 俊 郎	宮崎市大字熊野 10248番地
理 事	蛭 原 久 秋	宮崎市大字熊野 520番地
理 事	矢 野 昭 信	宮崎市大字熊野 10416番地
理 事	持 原 久 光	宮崎市大字1372番地20
理 事	小 倉 俊 博	宮崎市大字加江田6417番地27
理 事	谷 口 和 男	宮崎市大字熊野 10061番地
理 事	川 崎 正 信	宮崎市大字本郷南方4467番地
理 事	小八重 佳 市	宮崎市東宮 1 丁目 391番地
理 事	大 野 和 廣	宮崎市大字郡司分甲1979番地
監 事	川 越 正 彦	宮崎市大字郡司分甲2812番地
監 事	山 根 研 一	宮崎市学園木花台北 3 丁目8294番地50

（任期：令和9年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	日 高 勝 敏	宮崎市大字本郷南方2984番地
理 事	谷 口 忠 彦	宮崎市大字加江田3365番地 2
理 事	川 越 正 彦	宮崎市大字郡司分甲2812番地
理 事	矢 野 裕 敏	宮崎市大字熊野1864番地
理 事	湯 浅 幸 光	宮崎市大字赤江 493番地
理 事	日 高 義 勝	宮崎市大字恒久1520番地
理 事	長 友 克 則	宮崎市大字郡司分乙1220番地ロ号

理 事	太 田 和 廣	宮崎市大字本郷北方3734番地 1
理 事	熊 本 健 一	宮崎市大字加江田4421番地
理 事	蛭 原 久 秋	宮崎市大字熊野 520番地
理 事	矢 野 昭 信	宮崎市大字熊野 10416番地
理 事	古 川 英 範	宮崎市大字熊野1073番地 2
理 事	小 倉 俊 博	宮崎市大字加江田6417番地27
理 事	鬼 束 哲 司	宮崎市大字熊野6951番地
理 事	川 崎 正 信	宮崎市大字本郷南方4467番地
理 事	大 野 久 明	宮崎市大字郡司分甲1018番地
監 事	岩 切 雅 彦	宮崎市恒久 4 丁目14番地10
監 事	山 根 研 一	宮崎市学園木花台北 3 丁目8294番地50

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、宮崎市生目土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和7年5月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	川 野 恒 道	宮崎市大字有田2060番地
理 事	横 山 健	宮崎市大字跡江4739番地 2
理 事	金 丸 隆 幸	宮崎市大字長嶺 397番地 2
理 事	福 嶋 九州男	宮崎市大字有田 134番地 5
理 事	徳 山 一 男	宮崎市大字小松 305番地
理 事	加 藤 明 実	宮崎市大字跡江1719番地
理 事	日 高 富士美	宮崎市大字富吉4746番地 2
理 事	外 山 輝 雄	宮崎市大字富吉2593番地
理 事	中 村 盛 男	宮崎市大字富吉 314番地
理 事	坂 本 史 郎	宮崎市大字浮田3330番地15

理 事	井 上 靖 則	宮崎市大字浮田2212番地
理 事	藤 井 正 剛	宮崎市大字細江1747番地 1
理 事	日 高 光	宮崎市大字細江2751番地 1
理 事	日 高 政 夫	宮崎市大字生目 527番地 1
理 事	太田原 政 行	宮崎市大字生目 431番地 3
理 事	黒 木 隆 雄	宮崎市大字長嶺 622番地
理 事	岩 切 信 一	宮崎市大字柏原 841番地
理 事	池 田 悟	宮崎市大字浮田3225番地
理 事	徳 地 豊	宮崎市大字跡江1887番地 2
理 事	川 崎 和 久	宮崎市大字跡江 736番地
監 事	横 山 森 雄	宮崎市大字富吉2428番地 1
監 事	児 玉 稔	宮崎市大字生目3858番地
監 事	児 玉 稔	宮崎市大字小松1075番地 1

（任期：令和9年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	川 野 恒 道	宮崎市大字有田2060番地
理 事	横 山 健	宮崎市大字跡江4739番地 2
理 事	金 丸 隆 幸	宮崎市大字長嶺 397番地 2
理 事	福 嶋 九州男	宮崎市大字有田 134番地 5
理 事	徳 山 一 男	宮崎市大字小松 305番地
理 事	加 藤 明 実	宮崎市大字跡江1719番地
理 事	日 高 富士美	宮崎市大字富吉4746番地 2
理 事	横 山 成 男	宮崎市大字富吉2746番地 1
理 事	長 友 昭 治	宮崎市大字富吉 368番地
理 事	坂 本 哲 朗	宮崎市大字浮田 794番地 1
理 事	井 上 靖 則	宮崎市大字浮田2212番地
理 事	長 友 武 邦	宮崎市大字細江1406番地 1

理 事	藤 井 正 剛	宮崎市大字細江1747番地 1
理 事	日 高 政 夫	宮崎市大字生目 527番地 1
理 事	太田原 政 行	宮崎市大字生目 431番地 3
理 事	黒 木 隆 雄	宮崎市大字長嶺 622番地
理 事	岩 切 信 一	宮崎市大字柏原 841番地
理 事	池 田 悟	宮崎市大字浮田3225番地
理 事	徳 地 豊	宮崎市大字跡江1887番地 2
理 事	川 崎 和 久	宮崎市大字跡江 736番地
監 事	横 山 森 雄	宮崎市大字富吉2428番地 1
監 事	児 玉 稔	宮崎市大字生目3858番地
監 事	児 玉 稔	宮崎市大字小松1075番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、
、中方土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和7年5月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	加 藤 保 夫	宮崎市佐土原町上田島7138番地 1
理 事	西 岡 雄 大	宮崎市佐土原町上田島7135番地 3
理 事	金 丸 久 義	宮崎市佐土原町上田島4041番地 1
理 事	日 高 洋	宮崎市佐土原町上田島4003番地 1
理 事	齊 藤 貴 生	宮崎市佐土原町上田島4062番地
理 事	舩 木 悟	宮崎市佐土原町上田島4061番地
監 事	金 丸 道 徳	宮崎市佐土原町上田島4093番地 2
監 事	竹 井 正 嗣	宮崎市佐土原町上田島4096番地

（任期：令和9年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	比恵島 章 之	宮崎市佐土原町上田島1198番地 3
理 事	竹 井 正 嗣	宮崎市佐土原町上田島4096番地
理 事	園 田 享 司	宮崎市佐土原町上田島4067番地の 1
理 事	佐 藤 忠 伸	宮崎市佐土原町上田島8089番地 1
理 事	金 丸 久 義	宮崎市佐土原町上田島4041番地 1
理 事	西 岡 雄 大	宮崎市佐土原町上田島7135番地 3
監 事	金 丸 道 徳	宮崎市佐土原町上田島4093番地 2
監 事	郡 司 昌 和	宮崎市佐土原町上田島7212番地 2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、えびの市土地改良区（えびの市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 7 年 5 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	山 口 長 徳	えびの市大字栗下80番地 1
理 事	鶴 内 浩 俊	えびの市大字末永2490番地
理 事	木 下 喜 一	えびの市大字大河平2827番地 3
理 事	市 来 洋一郎	えびの市大字原田3821番地
理 事	馬越脇 泰 二	えびの市大字前田 962番地
理 事	田 中 親 徳	えびの市大字今西55番地 4
理 事	鞍津輪 彰	えびの市大字池島 488番地
理 事	内 山 俊 一	えびの市大字末永1929番地 2
理 事	淵 上 浩 一	えびの市大字東長江浦1709番地 2
理 事	山 下 正 成	えびの市大字東長江浦 360番地
理 事	内 牧 照 雄	えびの市大字榎田65番地
理 事	田 内 四 朗	えびの市大字東川北 362番地

理 事	宮 園 良 春	えびの市大字昌明寺 155番地
理 事	本 村 正 博	えびの市大字内堅1551番地
理 事	川 野 弘	えびの市大字内堅 620番地
理 事	岡 田 佐 月	えびの市大字岡松 877番地 1
理 事	上 井 正 秀	えびの市大字島内 566番地
監 事	竹 内 重 治	えびの市大字亀沢 139番地 1
監 事	前 田 勝 己	えびの市大字坂元21番地 3
監 事	向 原 雄 二	えびの市大字東長江浦 327番地

（任期：令和 9 年 3 月 31 日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	山 口 長 徳	えびの市大字栗下80番地 1
理 事	鶴 内 浩 俊	えびの市大字末永2490番地
理 事	木 下 喜 一	えびの市大字大河平2827番地 3
理 事	市 来 洋一郎	えびの市大字原田3821番地
理 事	馬越脇 泰 二	えびの市大字前田 962番地
理 事	田 中 親 徳	えびの市大字今西55番地 4
理 事	鞍津輪 彰	えびの市大字池島 488番地
理 事	内 山 俊 一	えびの市大字末永1929番地 2
理 事	淵 上 浩 一	えびの市大字東長江浦1709番地 2
理 事	山 下 正 成	えびの市大字東長江浦 360番地
理 事	内 牧 照 雄	えびの市大字榎田65番地
理 事	田 内 四 朗	えびの市大字東川北 362番地
理 事	宮 園 良 春	えびの市大字昌明寺 155番地
理 事	本 村 正 博	えびの市大字内堅1551番地
理 事	川 野 弘	えびの市大字内堅 620番地
理 事	岡 田 佐 月	えびの市大字岡松 877番地 1
理 事	上 井 正 秀	えびの市大字島内 566番地

監 事	向 原 雄 二	えびの市大字東長江浦 327番地
監 事	前 田 勝 己	えびの市大字坂元21番地 3
監 事	竹 内 重 治	えびの市大字亀沢 139番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、黒田土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 7 年 5 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	佐 藤 秋 吉	宮崎市佐土原町下那珂9086番地 3
理 事	岩 切 幸 治	宮崎市佐土原町下那珂 10635番地 1
理 事	木 宮 一 晃	宮崎市佐土原町下那珂 10722番地
理 事	佐 藤 次 男	宮崎市佐土原町下那珂 10383番地 1
理 事	根 井 信 幸	宮崎市佐土原町東上那珂9571番地
理 事	佐 藤 健 夫	宮崎市佐土原町下那珂7677番地
理 事	岩 切 範 行	宮崎市佐土原町下那珂8081番地 3
理 事	佐 藤 尚 伸	宮崎市佐土原町下那珂9851番地 1
監 事	佐 藤 利 巳	宮崎市佐土原町下那珂9116番地
監 事	郡 司 博 之	宮崎市佐土原町下那珂 10372番地

（任期：令和10年 3 月 31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	佐 藤 秋 吉	宮崎市佐土原町下那珂9086番地 3
理 事	岩 切 幸 治	宮崎市佐土原町下那珂 10635番地 1
理 事	木 宮 一 晃	宮崎市佐土原町下那珂 10722番地
理 事	根 井 信 幸	宮崎市佐土原町東上那珂9571番地
理 事	佐 藤 健 夫	宮崎市佐土原町下那珂7677番地

理 事	佐 藤 重 成	宮崎市佐土原町下那珂4518番地 3 58
理 事	佐 藤 次 男	宮崎市佐土原町下那珂 10383番地 1
理 事	岩 切 範 行	宮崎市佐土原町下那珂8081番地 3
監 事	佐 藤 利 巳	宮崎市佐土原町下那珂9116番地
監 事	郡 司 博 之	宮崎市佐土原町下那珂 10372番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、江原土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 7 年 5 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	黒 木 弘 久	宮崎市佐土原町東上那珂 13807番地18
理 事	舩 木 一 利	宮崎市佐土原町東上那珂 13838番地 3
理 事	西 原 浩 一	宮崎市佐土原町東上那珂 13797番地 1
理 事	高 山 武 幸	宮崎市佐土原町東上那珂 13636番地 3
理 事	上 村 淳 一	宮崎市佐土原町東上那珂 13633番地
監 事	岩 切 光 治	宮崎市佐土原町東上那珂 13884番地 1
監 事	西 原 晃	宮崎市佐土原町東上那珂 14093番地 1

（任期：令和10年 3 月 31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	黒 木 弘 久	宮崎市佐土原町東上那珂 13807番地18
理 事	岩 切 光 治	宮崎市佐土原町東上那珂 13884番地 1

理 事	関 師 孝 一	宮崎市佐土原町東上那珂 13727番地 2
理 事	西 原 浩 一	宮崎市佐土原町東上那珂 13797番地 1
理 事	舩 木 一 利	宮崎市佐土原町東上那珂 13838番地 3
監 事	外 山 実 郎	宮崎市佐土原町東上那珂 13697番地 1
監 事	西 原 晃	宮崎市佐土原町東上那珂 14093番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、吾田土地改良区（日南市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 7 年 5 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	田 村 利 和	日南市戸高 4 丁目10番地 7 号

（任期：令和10年 3 月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	上 村 和 雄	日南市大字戸高1412番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、大淀川左岸土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 7 年 5 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	徳 地 豊	宮崎市大字跡江1887番地 2
理 事	宮 原 義 久	小林市細野2879番地
理 事	松 本 俊 二	東諸県郡綾町大字南俣 450番地 3
理 事	永 山 英 也	宮崎市大坪西一丁目 7 番10の 6 号
理 事	川 越 章 嗣	宮崎市大字吉野 115番地 1

理 事	田山地 和 幸	宮崎市大字塩路 537番地 1
理 事	兼 森 義 廣	宮崎市高岡町内山 295番地 4
理 事	中 村 正 俊	宮崎市高岡町小山田3645番地 1
理 事	石 川 幸 保	宮崎市高岡町花見4180番地
理 事	有 留 平 和	小林市野尻町紙屋 538番地 2
理 事	川 内 吉 紀	小林市野尻町紙屋1994番地 3
理 事	齋 藤 眞佐夫	小林市野尻町紙屋3233番地38
理 事	徳 弘 孝 一	東諸県郡綾町大字南俣5167番地48
理 事	岩 脇 隆	東諸県郡綾町大字南俣4883番地
理 事	柚木崎 宏 信	東諸県郡綾町大字入野1961番地
理 事	小 野 幸 治	宮崎市花ヶ島町笹原2276番地 1
監 事	日 高 義 幸	宮崎市大塚町池ノ内1123番地11ブライアントパーク大塚台 601号
監 事	漆 野 正 廣	小林市野尻町紙屋 949番地 5
監 事	野 村 修	東諸県郡綾町大字北俣1736番地 1

（任期：令和11年 3 月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	徳 地 豊	宮崎市大字跡江1887番地 2
理 事	宮 原 義 久	小林市細野2879番地
理 事	永 山 英 也	宮崎市大坪西一丁目 7 番10の 6 号
理 事	松 本 俊 二	東諸県郡綾町大字南俣 450番地 3
理 事	海江田 貞 一	小林市野尻町紙屋1694番地 3
理 事	市 瀬 憲 一	宮崎市高岡町浦之名4903番地 132
理 事	岩 脇 隆	東諸県郡綾町大字南俣4883番地
理 事	田山地 和 幸	宮崎市大字塩路 537番地 1
理 事	西 園 文 一	宮崎市高岡町上倉永2672番地
理 事	柚木崎 宏 信	東諸県郡綾町大字入野1961番地

理 事	川 越 章 嗣	宮崎市大字吉野 115番地 1
理 事	松 江 良 徳	小林市野尻町紙屋 597番地 8
理 事	石 川 幸 保	宮崎市高岡町花見4180番地
理 事	徳 弘 孝 一	東諸県郡綾町大字南俣5167番地48
理 事	川久保 光 夫	小林市野尻町紙屋3776番地
理 事	小 野 幸 治	宮崎市花ヶ島町笹原2276番地 1
監 事	駒 山 学	宮崎市恒久南一丁目 1 番地 8
監 事	漆 野 正 廣	小林市野尻町紙屋 949番地 5
監 事	松 田 典 久	東諸県郡綾町大字南俣 230番地 3

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、今町土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 7 年 5 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	図 師 光 春	都城市今町8854番地
理 事	壽 山 幸 男	都城市大岩田町6169番地 1
理 事	横 山 弥 吉	都城市今町7372番地
理 事	横 山 忠 弘	都城市今町7522番地 3
理 事	横 山 雄 一	都城市今町7575番地 3
理 事	森 山 百合子	都城市平塚町4318番地 2
理 事	大田原 守 正	都城市今町7495番地
理 事	古 藤 和 雄	都城市今町8941番地 1
理 事	小牟田 寛	都城市今町7209番地 1
理 事	黒 木 健 一	都城市今町9043番地 5
理 事	福 丸 満 弘	都城市大岩田町6807番地 6
理 事	愛 甲 政 満	都城市大岩田町6906番地 2
理 事	福 丸 好 文	都城市大岩田町6797番地 3

理 事	新 福 稔	都城市大岩田町5725番地 3
監 事	北 村 武 志	都城市大岩田町5388番地 3
監 事	出 水 洋一郎	都城市今町8921番地 4
監 事	西 郷 勝 浩	都城市今町8421番地

（任期：令和11年 3 月 31 日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	図 師 光 春	都城市今町8854番地
理 事	壽 山 幸 男	都城市大岩田町6169番地 1
理 事	横 山 弥 吉	都城市今町7372番地
理 事	横 山 辰 郎	都城市今町7608番地 2
理 事	別 府 達 郎	都城市今町7529番地 2
理 事	楠 見 幸	都城市今町8373番地 2
理 事	坂 元 直 樹	都城市今町8402番地 2
理 事	徳 留 竜 一	都城市今町9101番地12
理 事	坂 田 差 利	都城市今町9007番地 5
理 事	鶴 田 幸 博	都城市今町9275番地 3
理 事	福 丸 満 弘	都城市大岩田町6807番地 6
理 事	愛 甲 政 満	都城市大岩田町6906番地 2
理 事	新 福 稔	都城市大岩田町5725番地 3
理 事	福 丸 好 文	都城市大岩田町6797番地 3
監 事	出 水 洋一郎	都城市今町8921番地 4
監 事	西 郷 勝 浩	都城市今町8421番地
監 事	北 村 武 志	都城市大岩田町5388番地 3

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、南郷町土地改良区（日南市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 7 年 5 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	松 下 剛	日南市南郷町津屋野1821番地
理 事	淵 脇 保	日南市南郷町谷之口2486番地
理 事	井 上 岩 男	日南市南郷町中村甲94番地 1
理 事	河 野 保 重	日南市南郷町中村乙2939番地
理 事	安 藤 守	日南市南郷町中村乙3708番地イ
理 事	長 友 藤 吾	日南市南郷町脇本2245番地
理 事	金 倉 崇	日南市南郷町潟上2852番地
監 事	木 下 富士保	日南市南郷町谷之口 742番地
監 事	浅 田 増 実	日南市南郷町潟上 903番地
監 事	金 丸 満 弘	日南市大字萩之嶺 544番地

（任期：令和11年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	松 下 剛	日南市南郷町津屋野1821番地
理 事	上 村 知 己	日南市南郷町谷之口3134番地 1
理 事	河 野 繁 一	日南市南郷町中村甲2338番地
理 事	河 野 保 重	日南市南郷町中村乙2939番地
理 事	安 藤 守	日南市南郷町中村乙3708番地イ
理 事	長 友 藤 吾	日南市南郷町脇本2245番地
理 事	大 平 宏	日南市南郷町潟上1057番地 7
理 事	岩 倉 裕 一	日南市南郷町潟上 967番地
監 事	木 下 富士保	日南市南郷町谷之口 742番地
監 事	浅 田 増 実	日南市南郷町潟上 903番地
監 事	金 丸 満 弘	日南市大字萩之嶺 544番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、川南原土地改良区（川南町）の役員の就任及び退任について次の

とおり届出があった。

令和7年5月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	川 田 昌 克	児湯郡川南町大字川南 12557番地 7
理 事	中 嶋 武 光	児湯郡川南町大字平田1479番地
理 事	河 野 敦 経	児湯郡川南町大字川南 11800番地
理 事	永 友 崇 信	児湯郡川南町大字川南1170番地 3 63
理 事	加 藤 政 嗣	児湯郡川南町大字川南 14461番地 3
理 事	黒 木 安 則	児湯郡木城町大字高城1183番地 1
理 事	右 今 満	児湯郡川南町大字平田6389番地
理 事	椎 木 幸 朗	児湯郡川南町大字川南 231番地
理 事	藤 本 勝	児湯郡川南町大字川南 23823番地
理 事	中 村 昭 宏	児湯郡川南町大字平田5605番地24
理 事	橋 口 裕 二	児湯郡川南町大字川南 17034番地
理 事	阿 部 洋 子	児湯郡川南町大字平田3025番地 6
理 事	佐 光 真 美	児湯郡川南町大字平田4603番地 1
監 事	岩 切 光 彦	児湯郡川南町大字川南 20868番地
監 事	杉 尾 英 敏	児湯郡川南町大字川南 13713番地 1
監 事	倉 本 輝 雄	児湯郡川南町大字川南 23133番地 1

（任期：令和11年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	川 田 昌 克	児湯郡川南町大字川南 12557番地 7
理 事	永 友 克 幸	児湯郡川南町大字川南 27193番地

理 事	黒 木 安 則	児湯郡木城町大字高城1183番地 1
理 事	中 嶋 武 光	児湯郡川南町大字平田1479番地
理 事	河 野 宜 悦	児湯郡川南町大字川南 11803番地 2
理 事	小 田 喜 義	児湯郡川南町大字川南1170番地 2 93
理 事	森 信 幸	児湯郡川南町大字平田5593番地 2
理 事	椎 木 幸 朗	児湯郡川南町大字川南 231番地
理 事	松 田 光 郎	児湯郡川南町大字平田5644番地
理 事	藤 本 勝	児湯郡川南町大字川南 23823番地
理 事	宮 越 幸 大	児湯郡川南町大字川南 16949番地
監 事	岩 切 光 彦	児湯郡川南町大字川南 20868番地
監 事	阿 部 正 司	児湯郡川南町大字川南 16543番地 72
監 事	右 今 満	児湯郡川南町大字平田6389番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、岩戸原土地改良区（木城町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和7年5月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	久保田 博 文	児湯郡木城町大字椎木5904番地 6
理 事	上 田 隆	児湯郡木城町大字高城2775番地
理 事	黒 木 安 則	児湯郡木城町大字高城1183番地 1
理 事	重 永 斗志夫	児湯郡木城町大字高城2828番地
理 事	永 友 吉 敬	児湯郡木城町大字高城 558番地 1
理 事	池 田 将 直	児湯郡木城町大字高城4415番地 1
理 事	木 村 悦 朗	児湯郡木城町大字高城1291番地 3
理 事	堀 田 計 一	児湯郡木城町大字高城3822番地 3
監 事	杉 田 博	児湯郡木城町大字高城 839番地

監 事	廣 瀬 一 弘	児湯郡木城町大字高城2599番地 2
-----	---------	--------------------

（任期：令和11年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	重 永 斗志夫	児湯郡木城町大字高城2828番地
理 事	久保田 博 文	児湯郡木城町大字椎木5904番地 6
理 事	永 友 吉 敬	児湯郡木城町大字高城 558番地 1
理 事	上 田 隆	児湯郡木城町大字高城2775番地
理 事	黒 木 安 則	児湯郡木城町大字高城1183番地 1
理 事	池 田 将 直	児湯郡木城町大字高城4415番地 1
理 事	木 村 悦 朗	児湯郡木城町大字高城1291番地 3
理 事	堀 田 計 一	児湯郡木城町大字高城3822番地 3
監 事	杉 田 博	児湯郡木城町大字高城 839番地
監 事	廣 瀬 一 弘	児湯郡木城町大字高城2599番地 2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、都南土地改良区（都農町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和7年5月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	黒 木 直 実	児湯郡都農町大字川北1694番地
理 事	永 友 正 富	児湯郡都農町大字川北3189番地
理 事	高 野 雄 二	児湯郡都農町大字川北2182番地 3
理 事	江 藤 安 弘	児湯郡都農町大字川北2177番地 2
理 事	成 田 裕 二	児湯郡都農町大字川北1528番地
理 事	坂 田 精 則	児湯郡都農町大字川北 984番地12
理 事	赤 木 祐 詞	児湯郡都農町大字川北3723番地 1
理 事	河 野 文 昭	児湯郡都農町大字川北 409番地 2

理 事	黒 木 忍	児湯郡都農町大字川北1256番地 1
監 事	藤 本 幸 信	児湯郡都農町大字川北3635番地 9
監 事	江 藤 美智也	児湯郡都農町大字川北2178番地 1
監 事	黒 木 宣 好	児湯郡都農町大字川北4683番地 3

（任期：令和11年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	黒 木 孝 幸	児湯郡都農町大字川北2145番地
理 事	黒 木 直 実	児湯郡都農町大字川北1694番地
理 事	永 友 正 富	児湯郡都農町大字川北3189番地
理 事	江 藤 安 弘	児湯郡都農町大字川北2177番地 2
理 事	成 田 裕 二	児湯郡都農町大字川北1528番地
理 事	坂 田 精 則	児湯郡都農町大字川北 984番地12
理 事	河 野 文 昭	児湯郡都農町大字川北 409番地 2
理 事	黒 木 忍	児湯郡都農町大字川北1256番地 1
監 事	江 藤 美智也	児湯郡都農町大字川北2178番地 1
監 事	坂 田 幸 男	児湯郡都農町大字川北 994番地 8
監 事	黒 木 宣 好	児湯郡都農町大字川北4683番地 3

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、師々目土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和7年5月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	細山田 文 博	都城市下長飯町1532番地 1
理 事	内 村 充	都城市下長飯町1753番地
理 事	吉 川 隆 司	都城市早鈴町1361番地 3
理 事	内 村 努	都城市下長飯町1784番地

理 事	鎌 田 正 臣	都城市下長飯町1642番地 1
理 事	畑 中 和 良	都城市下長飯町 790番地
理 事	園 田 光 春	都城市下長飯町1753番地
監 事	永 山 一 郎	都城市下長飯町 380番地 5
監 事	前 田 成 見	都城市甲斐元町19街区17号

（任期：令和11年4月5日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	相 葉 雄 三	都城市下長飯町1923番地 2
理 事	相 葉 一 夫	都城市下長飯町 785番地 1
理 事	児 玉 稔	都城市下長飯町 740番地 1
理 事	畑 中 健 一	都城市下長飯町1508番地
理 事	内 村 充	都城市下長飯町1753番地
理 事	安 楽 正 見	都城市下長飯町 720番地
理 事	吉 川 隆 司	都城市早鈴町1925番地 2
監 事	細山田 文 博	都城市下長飯町1532番地 1
監 事	温 水 茂	都城市下長飯町1900番地 3

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、都城盆地土地改良区（都城市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和7年5月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	島 田 孝 一	都城市山田町山田2397番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、西諸土地改良区（小林市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和7年5月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	荒 武 辰 夫	小林市細野5489番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、綾川総合土地改良区（国富町）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和7年5月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	兄 玉 廣 幸	西都市大字上三財 138番地 284

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、小丸川土地改良区（高鍋町）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和7年5月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	小 山 圭 一	児湯郡高鍋町大字北高鍋1312番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第84条において準用する同法第18条第18項の規定により、尾鈴土地改良区連合（川南町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和7年5月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	日 高 昭 彦	児湯郡川南町大字平田1808番地
理 事	上 野 光 正	児湯郡高鍋町大字持田3073番地 4
理 事	樽 見 一 寛	児湯郡川南町大字川南 18318番地
理 事	久保田 浩 庸	児湯郡川南町大字川南1170番地81の5
理 事	網 代 宗 章	児湯郡川南町大字平田3420番地
理 事	今 井 芳 洋	児湯郡川南町大字川南5199番地 600

理 事	河 野 博 子	児湯郡川南町大字川南 13625番地
監 事	西 村 佳 之	児湯郡川南町大字川南 19890番地 2
監 事	永 友 良 和	児湯郡高鍋町大字持田4948番地 2
監 事	横 尾 剛	児湯郡川南町大字川南 22834番地 1

（任期：令和11年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	日 高 昭 彦	児湯郡川南町大字平田1808番地
理 事	上 野 光 正	児湯郡高鍋町大字持田3073番地 4
理 事	樽 見 一 寛	児湯郡川南町大字川南 18318番地
理 事	久 家 康 一	児湯郡川南町大字川南2043番地16
理 事	網 代 宗 章	児湯郡川南町大字平田3420番地
理 事	今 井 芳 洋	児湯郡川南町大字川南5199番地 600
監 事	河 野 浩 一	児湯郡川南町大字川南 10508番地 1
監 事	永 友 良 和	児湯郡高鍋町大字持田4960番地 2
監 事	横 尾 剛	児湯郡川南町大字川南 22834番地 1

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和7年5月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 特定役務の名称 パソコン等ヘルプデスク業務
- (2) 特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 令和7年7月1日から令和10年6月30日まで（36月）
- (4) 入札方法 (1)の特定役務について入札を実施する。入札金額は、1月当たりの委託料に委託期間月数を乗じた金額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約

希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の3の規定による契約であり、県は、1(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合
 - ウ 本件契約の相手方が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものであると認められた場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、令和7年宮崎県告示第62号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が電算業務又はその他のものとする。
- (2) 入札に参加しようとする者は、資格要件を満たすことを証明する書類を次により提出し、事前に審査を受けること。

なお、入札参加希望者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

 - ア 提出先 宮崎県総合政策部デジタル推進課ネットワーク担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985（26）7045
 - イ 提出期限 令和7年6月2日午後5時（送付にあっては、同日午後5時必着）
 - ウ 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

上記3(1)の資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985（26）7208
- (2) 申請書類の受付期間 令和7年5月15日から令和7年5月23日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課ネットワーク担当
- (2) 期間 令和7年5月15日から令和7年6月16日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

- (1) 交付場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課ネットワーク担

当

- (2) 交付期間 令和7年5月15日から令和7年6月16日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

7 入札に関する質問及び回答

(1) 質問

本件入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。

ア 提出先 宮崎県総合政策部デジタル推進課ネットワーク担当

イ 提出期限 令和7年6月9日午後5時（送付にあっては、同日午後5時必着）

ウ 提出方法 入札質問書を、持参、送付又は電子メール（アドレスdigital-suishin@pref.miyazaki.lg.jp）により提出すること。なお、電話による質問は認めない。

(2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

ア 回答方法 県庁ホームページに掲載を行う。

イ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び上記(1)ウの提出方法以外による方法で提出された質問については、いかなる理由があっても回答しない。

8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課ネットワーク担当
- (2) 提出期限 令和7年6月16日午後5時（送付にあっては、同日午後5時必着）
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

9 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁本館3階総合政策部会議室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- (2) 日時 令和7年6月17日午前10時

10 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第 100条の規定による。

11 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第 125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

12 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札をした場合において落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札については、2回までとする。
- (4) 最低制限価格は設定しない。

13 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総合政策部デジタル推進課ネットワーク担当

14 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

15 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情

検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

- (3) その他、この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

16 Summary

- (1) Services required: Customer support for PC-related issues by consignment
- (2) Bidding Deadline: 5:00 PM on 16 June, 2025
- (3) Contact Point for Inquiries: Digital Administration Division, Prefectural Policy Department, Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibana-dori Higashi, Miyazaki City 880-8501, JAPAN TEL: +81- 985-26-7045

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 7 年 5 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 特定役務の件名 細島港曳船作業等業務（以下「本業務」という。）
- (2) 特定役務の特質等 細島港曳船作業等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）及び入札説明書による。
- (3) 契約期間 令和 7 年 8 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで
- (4) 履行場所 業務の履行場所は、次のとおりとする。

ア 名称 細島港

イ 所在地 日向市大字日知屋

- (5) 入札方法 本業務について入札を実施する。入札金額は、1 月当たりの委託料に委託期間月数を乗じた金額を記載すること（記載方法については、入札書を確認すること。）。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること（入札書の金額は委託期間全体の総額を記載すること。）。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による契約であり、県は、上記 1 (3) の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合

イ 本件契約の相手方が契約期間内に本業務を完了する見込みがない場合

ウ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合

- (2) 県は、(1) の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本業務に係る入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和 7 年宮崎県告示第 62 号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他の者であること。

イ 仕様書に定める海技士の有資格者を運航要員とすることができる者であること。

ウ 仕様書に定める曳船の手配ができる者であること。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を令和 7 年 5 月 30 日午後 5 時までに 9 (1) の場所に提出し、事前に審査を受けること。

4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

3 (1) アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当 宮崎県宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7208
- (2) 申請書類の受付期間 令和 7 年 5 月 15 日から令和 7 年 5 月 22 日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）とする。ただし、受付期間終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わない認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県北部港湾事務所総務課 宮崎県日向市大字日知屋字新開 17371-2 郵便番号 883-0062 電話番号 0982 (52) 5366

- (2) 期間 令和 7 年 5 月 15 日から令和 7 年 5 月 30 日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

6 入札説明書及び仕様書の交付場所等

- (1) 場所 宮崎県北部港湾事務所総務課
- (2) 期間 令和 7 年 5 月 15 日から令和 7 年 5 月 30 日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）
- (3) その他 設計図書は、宮崎県北部港湾事務所総務課において、8 の入札参加資格確認の結果の通知日以後、入札執行日の前日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで、入札参加資格があると認めた者に、実費相当額徴収の上で交付する。

7 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県防災庁舎 8 階 共用会議室 8-2 宮崎県宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号
- (2) 日時 令和 7 年 5 月 20 日午後 2 時

8 入札参加資格確認の結果の通知

入札参加資格確認の結果は、令和 7 年 6 月 13 日までに通知する。

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県県土整備部港湾課空港・ポートセールス担当 宮崎県宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7189
- (2) 提出期限 令和 7 年 7 月 11 日午後 2 時
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。ただし、送付による場合は、(1) の場所に令和 7 年 7 月 10 日午後 5 時までに必着のこと。

10 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県防災庁舎 7 階 県土整備部会議室
- (2) 日時 令和 7 年 7 月 11 日午後 2 時

11 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号。以下「規則」という。）第100条の規定による。 12 入札の無効に関する事項 規則第125条に規定する場合のほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) 虚偽の申請を行った者のした入札 (2) 入札参加資格のあることを確認された者のうち、入札時点において入札参加資格のない者のした入札 (3) 提出書類において不正があった入札 (4) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札 13 落札者の決定の方法 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。 なお、当該価格があらかじめ設定した調査基準価格を下回り、調査の結果、次のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で当該落札者となるべき者の次に最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、その者の当該価格が調査基準価格を下回る場合は、調査を行うものとする。 (1) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。 (2) その者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるとき。 14 調査基準価格 調査基準価格を下回った場合は、次の調査内容をもって落札者の判断を行うものとする。 (1) その価格により入札した理由 (2) 積算内訳書 (3) 契約対象業務箇所と入札者の事務所等の関連 (4) 手持曳船の状況 (5) 労働者の具体的配給見通し (6) 過去に委託した業務の成績 (7) 信用状況 15 契約に関する事務を担当する部局等 宮崎県県土整備部港湾課空港・ポートセールス担当 16 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 17 その他 (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。 (2) 特別調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。 (3) 一定の資本関係又は人的関係を有する複数の者が本入札に参加した場合は、当該複数の者のした入札は無効とする。 なお、他の入札参加者に一定の資本関係又は人的関係を有する者が含まれていることが判明した場合には、速やかに申し出ること。 (4) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。 18 Summary (1) Nature and quantity of the service required: Tug-boat operation in Hososhima Port	(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for examination: 5:00P.M. 30 May, 2025 (3) Time-limit for the submission of tenders: 2:00P.M. 11 July 2025 (tenders submitted by post 5:00P.M. 10 July, 2025) (4) Contact point: Port Authority Division, Prefectural Land Development Department, Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibana-dori Higashi, Miyazaki City, 880-8501, Japan, TEL: 0985-26-7189
---	---